

訪問看護サービス

個人情報使用同意書

東京ふれあい医療生活協同組合

ふれあい訪問看護ステーション

東京ふれあい医療生活協同組合

個人情報保護規程

第1条（目的）

東京ふれあい医療生活協同組合（以下当法人）は個人情報保護方針に基づき、本法人及び事業所が取得する個人情報を適正に保護することを目的とし、個人情報の収集、利用、提供、管理、廃棄などについて規定する

第2条（定義）

個人情報とは当法人への加入、事業利用などを通じて取得する住所、氏名、電話番号など個人を特定するものをいいます。個人情報にはID番号や他のものとの照合により個人の特定が出来るものを含む。

2 要配慮個人情報とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報であって、次の各号のいずれかの記述等が含まれるものをいう。

- （1）本人の人種、信条又は社会的身分
- （2）病歴または治療および指導内容
- （3）身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があること。
- （4）健康診断その他の検査の結果
- （5）犯罪の経歴又は犯罪により害を被った事実および刑事事件に関する調査、観護の措置、審判、保護処分その他に関する手続が行われたこと。

第3条（適用範囲）

この規定は当法人の役職員（職員、パート、登録、退職者）全てを対象とし、また個人情報を取り扱う全ての事業所を対象とします。また医療・介護事業所においては「東京ふれあい医療生活協同組合 医療・介護事業所 個人情報の保護に関する規則」を運用とする

第4条（個人情報の収集、取得）

個人情報の収集・取得にあたっては当法人の事業を遂行する上での必要な範囲において特定して行う。また情報の収集・取得にあたっては適法かつ公正な手段により実施する。

2 個人情報を収集・取得する場合にはその利用目的を本人に明示して行う。

- 3 当法人は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに要配慮個人情報を取得してはならない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第5条（個人情報の利用）

個人情報の利用にあたっては特定された利用目的の範囲内で利用する。

目的外利用は事前に本人の同意を必要とする。

- 2 当法人では、業務契約その他の事由により他の個人情報取扱事業者から個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ずに当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 ただし次に掲げる場合については、前二項は適用しない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 当法人は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 5 前項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第6条（データ内容の正確性の確保等）

当法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

第7条（従業者等の監督）

当法人は、職員等に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、管理者により当該職員等に対する必要かつ適切な管理監督を行う。

第8条（委託先の監督）

当法人は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、個人データを適切に取り扱っている事業者を委託先に選定するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行う。

第9条（第三者提供）

個人情報の第三者提供にあつては法令に基づく場合を除き、あらかじめ本人の同意を必要とする。

2 当法人は、個人データを第三者に提供したときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が前条に該当する場合は、適切な管理を行うことを前提とし、この限りでない。

(1) 本人の同意を得ている旨

(2) 当該第三者の氏名又は名称他当該第三者を特定するに足りる事項

(3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

(4) 当該個人データの項目

3 前項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。

第10条（安全管理）

個人情報の漏洩、改竄、紛失、毀損を防止し、安全に管理するための措置を講じる。諸規定の整備、職員への周知、パスワードなどを規定で定める。

第11条（開示）

開示は法令で定める場合を除き本人を原則とする。

- 2 生協法に基づき、組合員名簿の閲覧を行う場合は住所・氏名のみとする。
開示の方法、手続きは個別規定で定めるとおりとする。
- 3 診療内容の開示については情報開示規則に定めるとおりとする。

第 12 条（消去、廃棄）

利用目的の終了した個人情報については速やかに廃棄すること。廃棄にあたってはシュレッダー処理及び紙溶解業者への委託を原則とする。また個人情報がデータベース化されている場合には個人情報の部分を消去すること。

- 2 各管理者は当該情報の消去について適切に監督を行うこと

第 13 条（責任体制及び苦情処理対応）

個人情報保護に関しては情報管理部門（法人本部）がこれにあたり、責任者を専務理事とします。情報管理部門は基本方針、規定の周知徹底、指導監督を行います。苦情・相談に対しては情報管理部門がこれにあたります。

第 14 条（守秘義務及び規定違反）

職員は業務上知りえた患者、利用者、組合員、職員問わずあらゆる個人情報に対し、漏洩、改竄、紛失、毀損がないよう、業務内外問わず、つとめなければならない。

- 2 退職後においてもこの規定を守らなければなりません。
- 3 職員が規定違反を犯し、当法人・事業所に損害及び迷惑をかけた場合には就業規則により厳重に処罰します。
- 4 退職者による漏洩があった場合には損害賠償請求を行います。

附則

（改廃）

第 1 条 この規程の改廃は理事会にて行う。

（施行）

第 2 条 この規程は 2021 年 4 月 1 日より施行する。

ふれあい訪問看護ステーションをご利用の皆様へのお知らせ

当診療所では、2005年4月からの「個人情報保護法」の施行にともない、患者様・利用者様の個人情報を取り扱うにあたり、その目的について下記のとおり公表いたします。またそれ以外の目的には使用いたしません。

個人情報取扱事業者 東京ふれあい医療生活協同組合

記

■患者様・利用者様への医療・介護の提供に必要な利用目的

【東京ふれあい医療生活協同組合の内部での利用に係わる場合】

- ◇ 東京ふれあい医療生協ふれあい訪問看護ステーションが患者様等に提供する医療・介護サービス
- ◇ 医療保険・介護保険事務
- ◇ 患者様・利用者様に関わる東京ふれあい医療生協ふれあい訪問看護ステーションの管理運営業務のうち
 - ※ 会計・経理
 - ※ 医療・介護事故報告
 - ※ 患者様・利用者様に対する医療・介護サービスの向上

【東京ふれあい医療生活協同組合以外の事業者等への情報提供を伴う場合】

- ◇ 東京ふれあい医療生協ふれあい訪問看護ステーションが患者様・利用者様に提供する医療・介護サービスのうち
 - ※ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業所等との連携
 - ※ 他の医療・介護機関等からの照会への回答
 - ※ 患者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ※ その他の業務委託
 - ※ 家族等への心身の状況説明
 - ※ 医療保険の場合、区担当保健師へ情報提供書の送付
- ◇ 医療・介護保険事務のうち
 - ※ 審査支払機関へのレセプト(請求明細書)の提出
 - ※ 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ◇ 損害賠償保険などに係わる、医療・介護に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出等

■上記以外の利用目的

- ◇ 東京ふれあい医療生協ふれあい訪問看護ステーションの管理運営業務のうち、
 - ※ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ※ 東京ふれあい医療生協の内部において行われる学生の実習への協力
 - ※ 東京ふれあい医療生協の内部において行われる症例研究
- ◇ 東京ふれあい医療生活協同組合への加入・未加入の確認及び生協加入・出資金募集・生協諸行事等のご案内

以上

個人情報使用同意書

私及びその家族並びに代理人の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する期間

訪問看護契約書第 2 条（契約期間）による契約期間と同じ。

2 使用する目的

- ① 介護保険法に関する法令に従い、利用者に関わる介護支援専門員やサービス事業所との連絡調整及び居宅サービス計画、訪問看護計画立案、円滑にサービス提供するために実施されるサービス担当者会議での情報提供。（医療保険での利用の場合を含む）
- ② 介護報酬・医療保険請求のための国民健康保険団体連合会及び社会保険支払基金等への提供と弊社の行う管理運営業務（会計・経理・事故、苦情報告・サービスの質の向上等）。
- ③ ご利用者様の利用されている、または希望している他の医療機関・介護機関との連携。
- ④ ご利用者様の容態の変化にともない緊急連絡を要する場合。
- ⑤ 家族等への状況説明。
- ⑥ 行政機関等、法令に基づく照会確認。
- ⑦ 賠償責任保険等に関わる専門機関、保険会社への届出、相談。
- ⑧ 区担当保健師へ情報提供書の送付（医療保険の場合）

3 個人情報の内容

- ① 氏名、生年月日、年齢、住所、病名、病状、既往歴、家族状況等事業者が訪問看護を行うために、最低限必要な利用者及び家族並びに代理人個人に関する情報。
- ② 介護保険者証記載事項、アセスメント（課題評価）書類、サービス提供表、主治医意見書、サービス実施記録、診断書、訪問看護計画書・報告書、訪問看護指示書（医療保険も同じ）その他必要とする書類。

4 使用する条件

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に開示されないよう細心の注意を払うこと。
- ② 個人情報を使用した会議、関係者、内容等の経過を記録しておくこと。
- ③ 場合によって、本人の申し出により第三者への提供を差止めることが出来る。

上記の同意を証するため、本書2通を作成し、利用者と事業者が1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 (住所) _____

(氏名) 印

家 族 (住所)

(氏名) 印

代理人 (住所) _____

(氏名) _____ (印) _____

ふれあい訪問看護ステーション 指定訪問看護事業所

管理者 小暮 和歌子 殿